

秋田県子ども読書支援センター設置要綱

生涯学習課

(趣 旨)

第1条 子どもの読書活動の推進を図るため、秋田県立図書館内に秋田県子ども読書支援センター（以下、支援センターという。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 支援センターは、次の業務を行う。

- 一 読み聞かせグループのコーディネート、支援
- 二 子どもの読書活動に関する相談
- 三 子どもの読書活動に関する情報収集
- 四 子どもの読書活動に関する広報・啓発活動
- 五 子どもの読書活動に関する調査・研究
- 六 地区子ども読書支援センターの運営・支援に関すること

(人 員)

第3条 秋田県立図書館長をセンター長とし、秋田県立図書館職員若干名をセンター員とする。

(開設日及び時間)

第4条 秋田県立図書館開館日の午前10時から午後5時までとする。

(支援員)

第5条 センター員を補助するため、支援員をおくことができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、センター長が別に定める。

附則

この要綱は平成15年4月1日から施行する。

附則（平成18年3月31日）

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附則（平成19年3月31日）

この要綱は平成19年4月1日から施行する。